

令和5年度

第11回 佐々町農業委員会総会議事録

令和6年2月26日（月）

佐々町農業委員会

令和6年2月 第11回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和6年2月26日(月)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和6年2月26日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子 君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	7	荒木 武士 君
8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君	10	廣川 勝巳 君
11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君
推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	辻 正人 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	濱野 卓也 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	係長	鮎川 稔 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 令和5年度「ながさき女性農業者の集い」について

報告第2号 一時転用届出書（計画変更）について

(4) 審議事項

議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について

議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について

議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について

議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第39号 非農地通知について

(5) 協議事項

○令和5年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について

○農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について

(6) その他

①3月定例会の日程について

②その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第11回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに寶持会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） 改めまして皆さんこんにちは。

皆様方におかれましては、大変お仕事のお忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

2月に入りまして、気温も高く、佐々川沿いの河津桜や菜の花も色づいてきました。また、風物詩でもありますシロウオ漁も行われておりまして、賑わいを見せているんじゃないかと思っております。また、来週日曜日、ジョギング・フェスティバルとシロウオまつりも開催される予定となっておりますので、町内外の方がたくさん来られまして、また町内も大変賑わうんじゃないかなと思っております。

また、気候が先週より気温も下がり、嵐のような突風と豪雨、また連日の悪天候によって農作業ができなくて、すごい支障も出ているんだろうと思いますし、今週末もまた気温も1桁台に下がるとも予報されていますので、体調管理、御自愛いただければと思います。

本日も、議事がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。以上になります。失礼いたします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は12名です。濱野委員から欠席届の提出がっております。最適化推進委員は5名です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、座って進行を進めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程2の、議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっております。先に通知していた内容では、濱野委員としておりましたが、本日欠席のため、7番、荒木委員、8番、北川委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

以上、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号令和5年度「ながさき女性農業者の集い」について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、報告第1号ですけれども、まず資料の1ページから御覧ください。

第8回「ながさき女性農業者の集い」ということで、式次第をお付けしております。上のほうにございますけれども、令和6年1月30日火曜日に午後の1時30分から、場所が諫早市にありますL&Lホテルセンリュウで開催されました。

3ページから出席者名簿を6ページにかけてお付けしておりますけれども、長崎県内の農業委員さんをはじめ、農業をされている従事者の方々、数多くの関係機関も含めまして、事務局含めて総勢で121名の方が出席をされております。佐々町のほうからも、山下委員と藤永委員に出席をしていただいているところでございます。

それぞれ出席された委員からも、報告をいただきたいと思っておりますので、事務局からは簡単ですが以上で説明とさせていただきます。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明もございましたが、出席されたまずは山下委員さんから報告をお願いいたします。3番。

3番（山下 夕見子君） 3番。「ながさき女性農業者の集い」に行ってきました。講演では、「「終活って何だろう」～家族の想いはあなたに伝わっていますか～」という題名で、介護、保険、年金、葬儀、供養、相続について話されましたが、なるほどなあとうなずき、大変勉強になりました。皆さんも終活について考えてみてください。

事例発表は、3人の小さな子供がいるのに、初めて農業をして、SNSやSNS販売、野菜セットを売ったり、食育活動、野菜の収穫体験など、子供が3人いるのに両立しながら頑張っているのに感動しました。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

次に、藤永委員さんお願いいたします。12番。

12番（藤永 亜弓君） 12番。「ながさき女性農業者の集い」に参加いたしまして、私は女性農業者の事例発表がとてもすばらしかったと思っています。

特に、平戸の繁殖農家の方が、子供たちの食育をはじめ、地元の歴史を次世代に伝えたりと、集落営農にも積極的に関わったりと、活動内容が多岐にわたって、とても驚きました。

どの発表者も、農業の枠にとらわれず、活動を通して人と人とのつながりを大切に

いる、とても良い発表でした。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。お二人とも、大変お忙しい中に御出席、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

この件に関しまして、何か皆様のほうから御質問等、何かありますでしょうか。

すみません、私からよろしいでしょうか。

この新規就農の〇〇〇〇さん、島原市の〇〇〇〇さん。株式会社〇〇〇〇農園に入られたのか、新規就農、どっちですか。入られたんですかね。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 今、御質問ございました島原市の〇〇〇〇さんなんですけれども、〇〇〇〇さんは結婚をされて農家さんに嫁いだということで、それまで幼稚園教諭をされていた方ですね。

会長（寶持 雅祥君） 御主人さんが〇〇〇〇農園。

事務局係長（鮎川 稔君） そうです。御主人が、〇〇〇〇農園をされていらっしゃるということです。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。（「なし」の声あり） ないようですので、次に進みます。

報告第2号一時転用届出書について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料7ページをお願いいたします。

一時転用届出書（計画変更）ということで、届出書をお付けしております。こちらは農地の一時転用ということで、目的が佐世保道路4車線化事業に伴う須崎橋施工のための工事用侵入路設置ということで、下のほうになるんですけれども工事期間がございまして、当初が令和4年の1月4日から令和6年の2月29日までの予定でしたけれども、こちらが始まりは同じでして、終わりのほうが令和6年の6月30日までの延長をされております。

すみません、ページ変わって、8ページになるんですけれども、計画変更の理由ということで、目的に記載の須崎橋の基礎部分を施工する際、古洞、こちら石炭採取跡が確認されまして、その対策に時間を要したためということで、期間延長での届出が出ております。

9ページが、現況復旧に対する確約書、それから10ページからが、添付資料といたしましてお付けしているんですけれども、11ページが借地箇所の平面図ということで、黄色く丸囲みされているところがその該当地番となります。

それから12ページが、先ほど説明をしましたとおり、須崎橋施工という目的ですとか、

あと、借地期間、農地一時転用期間というのが記載されております。

それから13ページに、現況写真をお付けしてありまして、14ページが住宅地図で見たとおりの位置図となっております。

15ページからが、前回に申請をされたときの届出済書と関係書類、届出書と確約書のコピーをお付けしてあります。こちら、一時転用につきましては最長で3年という制限がございます、今回、延長をしましても約30か月ということで、3年にはまだ満たしていないということですので、事務局といたしましては、この届出については届出済書の発行をすることで、事務のほうを進めさせていただければと考えております。

説明は以上になります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

この件につきまして、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）ないようですので、以上、日程3、報告事項を終わります。

次に、日程4、審議事項に入ります。

議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料18ページからお願いいたします。

議案第35号農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請書の承認についてです。

こちら、土地の所在地につきましては、佐々町平野免字弓田〇〇〇〇、登記地目が畑、現況地目が荒地、登記面積が781㎡となっております。譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

申請の理由といたしましては、贈与により許可後に所有権移転となっております。

19ページから、許可申請書等の写しをお付けしてあります。20ページが登記簿、22ページが地籍図をお付けしてありまして、23ページになるんですけども、航空写真をお付けしてあります。

この今回の申請地、〇〇〇〇なんですけれども、付近に目印になるものがございませんので、ちょっとすみません、遠目からの航空写真をお付けしてあります。右下にオレンジ色の丸が付いているところがあるんですけども、ここがちょうど木場線が通っておりまして、木場線から左に曲がるところの交差点のところちょっと印を付けさせていただいております。こちらが、今はもうなくなっていたんですけども、以前ですと、〇〇〇〇という看板がブロック塀のところ付けてあったところの交差点になるんですけども、そこから入って、次に三差路を右のほうに進んでいただいたところで、上のほうには農

業体験施設がありまして、この赤で囲われているところが今回の申請地となっております。

24ページに現況写真をお付けしております、現況地目、荒れ地とはなっているんですけれども、実際は木が生い茂っている状況でした。

今回、こちらが贈与による移転ということなんですけれども、理由といたしましては、譲受人のお父さんが、今回の該当地番は自己所有地だと思われていて、今は荒れてはいるんですけれども、そちらのほうで色々していたということで。その中に、本来であればちゃんと適正な処理をしなければいけないゴミですとか、そういったのもここに置かれており、写真②の真ん中からちょっと下のほうに少し見えているんですけど、こういったゴミとかも置かれていったということで、そういった物を適正に処分をしていくために双方で話し合いをされた結果、今回、所有地を移転させるということでの申請となっております。

資料の、25ページから31ページにつきましては、許可申請書の別添のコピーをお付けしています。

議案第35号につきましては、説明は以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、何が御意見、御質問はありませんでしょうか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、採決を行います。議案第35号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することにいたします。

次に、議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは資料の、32ページからお願いいたします。

議案第36号農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。

土地の所在地ですけれども、佐々町平野免字葛根平〇〇〇〇、登記地目が畑、現況地目も畑、登記面積が716㎡です。譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

申請の理由が、譲渡により許可後に所有権移転となっております。

33ページから申請書の写しと、34ページが登記簿、35ページが地籍図の写しを付けております。

36ページに、航空写真をお付けしております、場所が〇〇〇〇のところになるんですけれども、ちょうど木場線を口石方面から上っていくところで、〇〇〇〇の手前にある〇〇〇〇から右に行った先のところとなります。こちら、37ページに現況写真をお付け

しております。2方向から撮ったものになるんですけれども、現状はこの写真のとおりとなっております。

38ページから44ページまでが、また申請書の別添のコピーをお付けしております。

今回、この3条申請なんですけれども、譲渡人の〇〇〇〇さんが福岡にお住まいの方ということで、今までも年に数回程度、維持管理のために佐々町に来られてされていたんですけれども、もうちょっとそれも厳しくなってきたと。この譲渡人と譲受人さんが、親戚になるということで、〇〇〇〇さんのほうがもらい受けるということで、双方でお話された結果、今回のこの申請となっております。

議案第37号につきましては、以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。それでは、この件に関しまして何か御意見、御質問はありませんでしょうか。18番。すいません、ボタンを押してください。

推進委員（筒井 浩一君） 土地の所在地のことで1つ聞きたいんですけど、この32ページの土地の所在地が平野免となっておりますけど、これ、口石免じゃないんでしょうか。

会長（寶持 雅祥君） 係長。

事務局係長（鮎川 稔君） すみません。こちら32ページのほうですけれども、事務局の作成間違いでございます。正しくは口石免です。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

会長（寶持 雅祥君） 他に何かありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、採決を行います。議案第36号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することといたします。

次に、議案第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは資料の、45ページからお願いいたします。

議案第37号農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。

土地の所在地ですけれども、2筆ございます。1筆目が、佐々町志方免字六ツ枝〇〇〇〇、登記地目が田、現況地目、荒地、登記面積が395㎡。

2筆目が、佐々町志方免字六ツ枝〇〇〇〇、登記地目が田、現況地目が荒地、登記面積が735㎡です。譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。申請の理由が、贈与により許可後に所有権移転となっております。

資料46ページから、またコピーをお付けしております。48ページ、49ページがそ

それぞれの登記簿、50ページが地籍図となっております。

51ページに、航空写真をお付けしておりますが、こちらは県道志方江迎線の、県道から林道の古川真竹谷線に入りましたところの右側にある、この赤い枠で囲まれたところの2筆となります。現況写真を、52ページにお付けしておりますが、こちら、御覧のとおり荒れている状況となっております。

53ページからが、また別添を58ページまでお付けしております。こちら37号の移転なんですけれども、こちら贈与となっております。こちら、譲受人、譲渡人が親戚になるということで、今回は譲渡人さんのほうがもう農地を手放す方向で考えているということで、それであれば私のほうに土地をくれということで、双方お話をされましての申請となっております。

説明については、以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは採決を行います。議案第37号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することといたします。

次に、議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料59ページからお願いいたします。

議案第38号農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。こちらは、県知事許可分となります。

土地の所在地ですけれども、佐々町野寄免字上木場〇〇〇〇、登記地目が田、現況地目が荒地、登記面積が442㎡となっております。譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの連名となっております。譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的が、個人住宅用地ということで、施設なんですけれども、専用住宅の平屋建てが1棟となっております。こちらは農地区分3種となっております。

資料の60ページからが、許可申請書の写しをお付けしております、61ページが登記簿、62ページが位置図となっております。こちらは、中学校の裏から坂道を登っていったところの、主要道路から少し入り込んだところになりますけれども、黄色く色が塗られたところが申請地となっております、63ページに地籍図ベースなんですけれども、付近状況図等をお付けしております。

それから、65ページが写真方向図をお付けしております、現況写真が66ページと

なっております。67ページに被害防除計画書をお付けしております、まずは造成計画につきましては現状のまま利用すると。ただ、前後に段がついておりますので、防護柵を設ける、それからのり面の保護をするという処置をとられるということです。

それから、排水関係なんですけれども、雨水については水路放流、汚水、生活雑排水については公共下水に接続となっております。

また、周辺農地への措置といたしましては、建物の高さを加減するという事で、高さが5.95m程度となっております。

下の被害の恐れのない理由というところにもなるんですけれども、申請地北側は宅地であって、東と西側は段差があって、日照の影響はないと。また南側は、申請人の両親が居住する住宅敷地であるため、被害の発生はないとなっております。

68ページの排水計画になるんですけれども、青色のほうが汚水ということで、家の下水ますを通過して下水マンホールまで接続となっております。それから、雨水につきましても、緑色の線になるんですけれども、それぞれ住宅周辺を通過して、前面道路にあります排水施設への放流となっております。

こちらは、現況写真ではちょっとわかりづらいんですけど、これがこの68ページの図面でいきますと、右側から左側にかけて坂道になっておりまして、公共下水へ放流ということで、下水マンホールに直接つなぐような経路が引かれてはいるんですけれども、こちらは実際にはちゃんと勾配がつくような高さのところに下水管に接続をされる予定と。ただ、図面上だけ下水マンホールにつなぐように描いてあるんですけれども、実際は勾配が取れる高さのところで接続をするという内容となります。

69ページからが建物の平面図、70ページが立面図となっております。

すみません、資料の60ページに戻っていただきますでしょうか、お願いいたします。

許可申請書のかがみになるんですけれども、今回が所有権移転ではなくて、使用貸借権の設定ということで、4番の、権利の設定または移転しようとする契約の内容と。真ん中より少し下のところにあるんですけれども、そちらが使用貸借権の設定で、権利の期間が35年、その親子間の貸借ということで、所有権の移転ではなくて、あくまでも使用貸借権の設定という内容の許可申請となっております。

こちらにも、今、ありましたとおり、譲渡人と譲受人が親子ということで、今回、子供さんが住む家を建てるために、こちらの農地の使用貸借権の設定をされるという計画の申請となっております。

説明につきましては、以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

5番（築城 武美君） 地元委員の築城でございます。

先ほど、事務局から御説明がありましたけれども、主に生活雑排水と雨水の関係について現地確認をさせていただきました。中身的には、先ほど説明があったように、この68ページの図面は上から下に向かって勾配がついている土地でございます。公共下水の黒い丸のところには青い線が走っていると思いますが、ここまでですね、家からですね。これは上り勾配になりますので、ここにはつながらないということで、もっとちゃんと明確にした線を設置してくださいねという話をさせていただいております。

結果的には、下に下って行ったのり面の一番端から1、2mのところですりつきますので、大体その辺に流れてくるんだらうと、公共下水に接続するようになります。

それから、その丸の右側に縦に黒い線とますがあります。これが〇〇〇〇さんの生活雑排水がここで落として、〇〇〇〇の一番下のところで側溝が出ておりますから、その側溝が暗渠になっておりまして、この道路下で雨水はそこにつなぐと。水路はそこにありますということで、水路確認をさせていただいております。

この方は公務員でございます。去年6月ぐらいでしたか、農地転用の農振地域の除外申請書が出て、それに農業委員会としてはやむなしというふうに判断をされた案件でございます。

この〇〇〇〇並びに、その上にある〇〇〇〇は、まだ農振地域のまま、農振地域の真ん中を分筆して、今回ここに親子関係である息子が家を建てるという申請になっています。

のり面については、防護柵をどうするんですかという話も聞きましたが、赤い線が土地の範囲でございますから、ここののり面は現在少し雑草等が茂っておりまして、それを整備し、のり面保護、要するに拭きつけ等をなさるんじゃないかならうかというふうに確認をさせていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、採決を行います。議案第38号について、転用をやむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、転用をやむなしということで進達いたします。

次に、議案第39号非農地通知について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 資料71ページからお願いいたします。

議案第39号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、読み上げ

をさせていただきます。

農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。

対象農地は別紙の通りということで、72ページ、73ページにお付けしております。こちら、農地パトロールを行っていただきまして、そこでB判定、もしくは非農地と判断をされたところの分となっております。

今回、航空写真の御準備をしておりますので、それぞれの最初に決めていただいたエリアの班に分かれていただきまして、航空写真等を確認しながら、非農地として判断をするかどうかという審議を行っていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のあったとおり、確認作業のため、暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 14 時 19 分）

（会議再開 午後 15 時 03 分）

会長（寶持 雅祥君） それでは皆さん、休憩中に長時間にわたり御協議ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、会を再開いたします。

この件に関しまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、採決を行います。議案第39号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することにいたします。

以上で、日程4、審議事項を終わります。

次に、日程5、協議事項に入ります。

令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） すみません。それでは、本日お配りしました意見書と、ホッチキス止めされている分を御覧ください。

こちらにつきましては、前回の総会の折に会長のほうからございました、最適化推進施策に対する町へ対しての農業委員会からの意見を申し出たいということで作りました意見書となります。

表紙の分をめぐっていただき、裏面になるんですけれども、こちらに書いてありますとおり、「つきましては」からになるんですけれども、農地等の利用の最適化を効率的、

効果的に実施するためということで、農業施策の企画、立案が不可欠であることから、関係機関において考慮していただきたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づきということで、意見書を提出いたしますということでつくっております。

2枚目のほうが、その中身になるんですけども、項目といたしましては5項目設けております。

まず1項目めが、高騰対策についてです。ちょっと抜粋して読み上げさせていただきますけれども、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、円安の進行などで肥料や燃油、家畜飼料等の資材価格が高騰しておりまして、4年度に一度高騰対策ということで緊急対策を行ったところではございますけれども、この高騰がいつまで続くのかが全然先が読めない状況でございますので、高騰対策支援策というのを講じていただくようお願いをする内容となっております。

次に、2項目めの鳥獣害対策についてです。こちらが、既に国、県の補助事業を活用いたしまして、町内各所、メッシュ柵ですとか電気柵を設置しておりますけれども、こちらでも、今後これから更新等も出てくる、耐用年数に達するそういった資材とかも出てくることですから、引き続き対策への支援に対してのお願いをすることと、あと受益個数等が書いてあるとおり3個未満、3個以上ないと駄目ですよとかという事業要件になっておりますので、そういったところを現場の実態に即して取り組めることができるように対して、県への働きかけをお願いしますという内容となっております。

3点目が、ため池対策です。ため池が、こちら農林水産課のほうでため池調査等を行ったところではございますけれども、維持管理程度で済まないような大規模補修というのになれば、やはりその地元関係者だけでの対応というのは難しいところなので、そういったため池補修についても支援をお願いしますという内容となっております。

それから4点目のほうが、タブレット端末の導入支援ということで、再三、皆様のほうに説明の中で話はしてきておりましたが、まず4台のタブレット端末が導入をされております。ただこちら4台の使い回しというところがちょっと難しいところもございますので、1人1台端末導入ができるように支援をお願いしますという内容となっております。

それから5点目のほうが、人員体制の整備ということで、こちらは事務局の話にはなるんですけども、まず、農地法に基づく法令事務のほか、必須事務となった農地利用最適化の取組がございます。また、5年度、6年度については地域計画の策定、そのための目標地図の作成というのは農業委員会でございますので、こちらについても施策の変化に応じた柔軟な職員の配置に努めていただきますようお願いをする内容としております。

以上で、説明を終わります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、皆様から何か御意見、御質問はありませんでしょうか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

ないようですので、この内容で町長に提出いたしたいと思います。日程のほうは、事務局のほうで調整をよろしく願いいたします。

次に、農用地利用集積計画の担当委員の選定について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） すみません。資料の74ページ、75ページをお願いいたします。

今回こちらに載せているのが、今度、4月の末で利用期間が終了を迎える分となっております。全部で16件ございます。こちらについて、事務局のほうで意向調査というのは行っておりまして、お互い貸したい借りたいという意向の確認を取っていますので、実際にそれぞれのお宅に伺っていただきまして、設定内容、期間ですとか支払い方法、それから金納であれば金額、物納であればその量の確認をとっていただきまして、それぞれの貸手・借手の方から押印をいただくという、訪問をしていただくことになるんですけども、その担当委員さんをもう一度決めていただきたいと思います。

こちら担当になっていただいた方は、今日、後ろに契約書一式を御準備しておりますので、お持ち帰りいただきまして、次回の総会までに事務局に提出いただければと思います。

すみません。担当委員選定で、もう一度、また別れていただきまして、誰が担当をするかを話し合っていただければと思います。

よろしく願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

それでは、担当委員の選定を行いますので、会を一旦休憩いたします。

（休 憩 午後 15 時 12 分）

（会議再開 午後 15 時 20 分）

会長（寶持 雅祥君） 会を再開いたします。

事務局から、決定した委員番号の報告をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 協議、ありがとうございました。

それでは、担当委員の報告をさせていただきます。

まず、番号1番が2番委員、2番が8番委員、3番が11番委員、4番が9番委員、5番が8番委員、6番が8番委員、7番が15番委員、8番が7番委員、9番が事務局、10番が13番委員、11番が事務局、12番が9番委員、13番が2番委員、14番が事務局、15番が2番委員、16番が4番委員。以上となります。

以上で、報告を終わります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

以上で、日程5、協議事項を終わります。

次に、日程6、その他に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、3月定例会の日程について御説明いたします。

まず、五役会なんですけれども、3月18日月曜日13時30分から、2階会議室。

続きまして、総会のほうが、3月25日同じく月曜日、時間が13時30分から。会場が、3階第1会議室、この会場になります。

以上の日程で調整をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 「はい」 の声あり ） ありがとうございます。

事務局からは、以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

ほかに皆様方のほうから、何かありませんでしょうか。よろしいですか。（ 「なし」 の声あり ）

ないようですので、以上で日程が全て終了いたしました。会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

（ 閉 会 午後 15 時 30 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 寶持 雅祥

会議録署名委員 北川 英明

会議録署名委員 荒木 武士